

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正)
第四条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。
 第十条第二項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
 三 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第四十条第一項の規定による立入検査及び質問
 (食品衛生法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五条 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。
 第一条中食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第六十五条の三の次に二条を加える改正規定を次のように改める。
 第六十五条の三の次に次の二条を加える。
第六十五条の四及び第六十五条の五 削除
 (農林水産省設置法の一部改正)

第六条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第十六条の二」を「第十六条の三」に改める。
 第四条第一項第十一号の次に次の一号を加える。
 十一の二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第四条に規定する事務
 第十二条第二項中「食育推進会議」を「次のとおり」に改め、同項に次のように加える。
 食育推進会議
 農林水産物・食品輸出本部
 第三章第四節中第十六条の二の次に次の一条を加える。
第十六条の三 農林水産物・食品輸出本部については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
 第二十四条及び第三十一条中「第十号から第十三号まで」を「第十号、第十一号、第十二号、第十三号」に改める。

総務大臣 高市 早苗
 外務大臣 茂木 敏充
 財務大臣 加藤 勝信
 厚生労働大臣 麻生 太郎
 農林水産大臣 江藤 拓
 経済産業大臣 梶山 弘志
 国土交通大臣 赤羽 一嘉
 内閣総理大臣 安倍 晋三

省

令

○厚生労働省令第七十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十四条第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和元年十一月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信
 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
別表第三(第二百四十四条関係) 劇薬 有機薬品及びその製剤 一 三六の四十四 (略) 三六の四十五 一 「二」(二・六一ジクロロベンジル) オキシ「一」(二・四一ジクロロフェニル) エチルイミダゾール(別名イソコナゾール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (略) (2) 一個中「一」(二・六一ジクロロベンジル) オキシ「一」(二・四一ジクロロフェニル) エチルイミダゾールとして六〇〇mg以下を含有する臈剤 三六の四十六、百三十六 (略)	別表第三(第二百四十四条関係) 劇薬 有機薬品及びその製剤 一 三六の四十四 (略) 三六の四十五 一 「二」(二・六一ジクロロベンジル) オキシ「一」(二・四一ジクロロフェニル) エチルイミダゾール(別名イソコナゾール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (略) (2) 一個中「一」(二・六一ジクロロベンジル) オキシ「一」(二・四一ジクロロフェニル) エチルイミダゾールとして三〇〇mg以下を含有する臈剤 三六の四十六、百三十六 (略)

附則

この省令は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

○厚生労働省令第七十五号

クリーニング業法施行令(昭和二十八年政令第二百三十三号)第三条の規定に基づき、クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和元年十一月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信
 クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第三条 (試験) クリーニング師試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事(法第七条の二第一項の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)の指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。))が当該クリーニング師試験に係る受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に提出しなければならない。 一 (略) 二 写真(出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)	第三条 (試験) クリーニング師試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事(法第七条の二第一項の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)の指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。))が当該クリーニング師試験に係る受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に提出しなければならない。 一 (略) 二 写真(手札形とし、出願前六月以内に正面で撮影したもの)

附則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。